

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 マツモトコウギョウユウゲンガイシャ
松本工業有限会社
 住所 京都府相楽郡精華町桜が丘4丁目10-6
^{フリガナ}代表者氏名 ^{フリガナ}代表取締役 マツモト カズヒコ **松本 和彦**
 電話番号 0774-72-5157
 FAX番号 0774-73-0358
 メールアドレス kmatsu@amber.plala.or.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

| NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック |
|-----|------------------------------|------|-----|-------------------------------|------|-----|-----------------|------|-----|----------------------------|------|
| 1 | 奈良市 公営企業管理者 | | 8 | 御所市 水道事業管理者 | | 15 | 斑鳩町 水道事業管理者 | | 22 | 上牧町 水道事業管理者 | |
| 2 | 大和高田市 上下水道事業管理者 | | 9 | 生駒市 水道事業管理者 | | 16 | 安堵町 水道事業管理者 | | 23 | 王寺町 水道事業管理者 | |
| 3 | 大和郡山市 上下水道事業 の管理者 | | 10 | 香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長 | | 17 | 川西町 水道事業管理者 | | 24 | 広陵町 上下水道事業管理者 | |
| 4 | 天理市 上下水道事業 の管理者 | ✓ | 11 | 葛城市 水道事業管理者 | | 18 | 三宅町 水道事業管理者 | | 25 | 河合町 水道事業管理者 | |
| 5 | 橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 12 | 宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 19 | 田原本町 水道事業管理者 | | 26 | 吉野町 水道事業管理者 | |
| 6 | 桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | ✓ | 13 | 平群町 水道事業管理者 | ✓ | 20 | 高取町 水道事業管理者 | | 27 | 大淀町 上下水道事業管理者 | |
| 7 | 五條市 水道事業管理者 | | 14 | 三郷町 水道事業管理者 | | 21 | 明日香村 水道事業管理者 | | 28 | 下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長 | |

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者 マツモトコウギョウユウゲンガイシャ
氏名又は名称 松本工業有限会社
〒619-0232
住 所 京都府相楽郡精華町桜が丘4丁目10-6
代表者氏名 代表取締役 松本 和彦



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

| | | | |
|-------------------|-------------------------------|---------------------|-----------|
| フリガナ 氏名又は名称 | マツモトコウギョウユウゲンガイシャ 松本工業有限会社 | | |
| 住 所 | 〒619-0232 京都府相楽郡精華町桜が丘4丁目10-6 | | |
| フリガナ 代表者の氏名 | マツモト カズヒコ 松本 和彦 | | |
| 変更に係る事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変 更 年 月 日 |
| 事業者及び 事業所の住所 | 京都府相楽郡精華町桜が丘4-10-11 | 京都府相楽郡精華町桜が丘4丁目10-6 | |
| 事業者及び 事業所の電話番号 | 0774-73-0366 | 0774-72-5157 | |

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

京都府相楽郡精華町桜が丘四丁目10番地6
松本工業有限会社

| | | |
|----------------------|---|---|
| 会社法人等番号 | 1300-02-029988 | |
| 商号 | 松本工業有限会社 | |
| 本店 | <u>京都府相楽郡精華町桜が丘四丁目10番地11</u> | |
| | 京都府相楽郡精華町桜が丘四丁目10番地6 | 平成18年 9月 3日移転 ----- 平成18年12月13日登記 |
| 公告をする方法 | 官報に掲載してする | |
| 会社成立の年月日 | 平成16年1月16日 | |
| 目的 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 給排水衛生設備工事業 2. 管工事業 3. 冷暖房設備工事業 4. 土木工事業 5. 舗装工事業 6. 外構工事業 7. 造園の施工及び管理 8. 水道施設工事 9. 飲食店の経営 10. 化粧品の販売 11. ハーブを原料とした健康食品の販売 12. 建設工事の請負及び設計 13. しゅんせつ工事 14. 不動産賃貸業 15. 不動産管理業 16. 住宅の増改築、建替え及び住宅リフォーム 17. 建築の材料、室内装飾品、家具照明器具、厨房器具、装身具の輸出入及び販売 18. ガス、水道用器具用品販売 19. 給排水機器の販売、取付業務 20. 浄水処理及び空気の清浄に関する機械装置及び器具の販売 21. 洗面台、浴槽、トイレ、流し台等の住宅用水回り設備機器の販売 22. 洗浄剤、消臭剤、除菌材、防カビ剤、磨用材の販売 23. 前各号に付帯する一切の業務 | |
| 発行可能株式総数 | 60株 | |
| 発行済株式の総数 並びに種類及び数 | 発行済株式の総数 60株 | |

京都府相楽郡精華町桜が丘四丁目10番地6
松本工業株式会社

| | | |
|---------------|--|--|
| 資本金の額 | 金300万円 | |
| 株式の譲渡制限に関する規定 | 当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。 | |
| 役員に関する事項 | <u>京都府相楽郡精華町桜が丘四丁目10番地11</u> 取締役 松本和彦 | |
| | 京都府相楽郡精華町桜が丘四丁目10番地6 取締役 松本和彦 | 平成18年11月2日住所移転 ----- 平成18年12月13日登記 |
| | <u>奈良市大森西町15番3C-201号</u> 取締役 松本敦子 | |
| | 奈良市東登美ヶ丘四丁目19番1号 取締役 松本敦子 | 平成18年9月4日住所移転 ----- 平成18年12月13日登記 |
| | 代表取締役 松本和彦 | |
| 登記記録に関する事項 | 平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成18年10月16日移記 | |

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(京都地方法務局管轄)

令和元年10月25日
京都地方法務局木津出張所
登記官

樋口貴弘



松本工業有限会社

定款

平成 15 年 5 月 17 日 作成
年 月 日 公証人認証
年 月 日 会社成立

定 款

第1章 総則

(商 号)

第1条 当社は、松本工業有限会社 と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- | | |
|----------------------|---------------------------------------|
| 1. 給排水衛生設備工事業 | 16. 住宅の増改築、建替え及び住宅リフォーム |
| 2. 管工事業 | 17. 建築の材料、室内装飾品家具照明器具、厨房器具装身具の輸出入及び販売 |
| 3. 冷暖房設備工事業 | 18. ガス・水道用器具用品販売 |
| 4. 土木工事業 | 19. 給排水機器の販売、取付業務 |
| 5. 舗装工事業 | 20. 浄水処理及び空気の清浄に関する機械装置及び器具の販売 |
| 6. 外構工事業 | 21. 洗面台、浴槽、トイレ、流し台等の住宅用排水設備機器の販売 |
| 7. 造園の施工及び管理 | 22. 洗浄剤、消臭剤、除菌材防カビ剤、磨用材の販売 |
| 8. 水道施設工事 | 23. 前各号に付帯する一切の業務 |
| 9. 飲食店の経営 | |
| 10. 化粧品の販売 | |
| 11. ハーブを原料とした健康食品の販売 | |
| 12. 建築工事の請負及び設計 | |
| 13. しゅんせつ工事 | |
| 14. 不動産賃貸業 | |
| 15. 不動産管理業 | |

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 京都府相楽郡精華町桜が丘四丁目 10 番地 11 に置く。

(資本の総額)

第4条 当社の資本の総額は、金 300 万円とする。

第2章 社員及び出資

(出資の口数及び出資1口の金額)

第5条 当会社の資本は、これを 60口に分ち、出資
1口の金額は、金 5万円とする。

(社員の氏名、住所及びその出資口数)

第6条 社員の氏名、住所及びその出資口数は、次のとおりである。

京都府相楽郡精華町桜ヶ丘四丁目10-6

35口 松本 和彦

奈良県奈良市大森西町15番3C-201号

25口 松本 敦子

第3章 社員総会

(社員総会)

第7条 当会社の定時社員総会は、営業年度末日の翌日から2か月以内に開き、必要に応じて、臨時社員総会を開催するものとする。

(招集)

第8条 社員総会は、社長たる取締役が招集するものとする。

② 社員総会を招集するには、会日より5日前に、各社員に対して、その通知を発することを要する。

(議長)

第9条 社員総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第10条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

(議決権)

第11条 各社員は、出資1口につき1個の議決権を有する。

(議事録)

第12条 社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印することを要する。

第4章 役員

(員数)

第13条 当社には、取締役 2名 を置く。

(資格)

第14条 当社の取締役は、当社の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(代表取締役及び社長)

第15条 当社に 代表取締役1名を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

② 代表取締役は社長とする。

(役員報酬)

第16条 取締役 の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第17条 当社の営業年度は、毎年 4月 1日から翌年 3月 31日 までの年1期とする。

(配当金)

第18条 社員に対する配当金は、毎営業年度の末日現在の社員に配当するものとする。

第6章 附則

(最初の役員)

第19条 当社の最初の役員は、次のとおりとする。

取締役 松本 和彦、 松本 敦子

代表取締役 松本 和彦

(最初の営業年度)

第20条 当社の最初の営業年度は、当社成立の日から 平成16年3月 31日までとする。

第21条 この定款に規定のない事項は、すべて有限会社法その他の法令によるものとする。

以上 松本工業有限会社 を設立するため、この定款を作成し、各社員がここに記名押印する。

平成15年 5月 17日

社員

松本 和彦



社員

松本 敦子



第2条 15字加入



(定款別表)

現物出資をする者の氏名、出資の目的たる財産、その価格及びこれに対して与える出資の口数は、次のとおりとする。

1 現物出資者の氏

松本 和彦

2 出資の目的たる財産の表示及びその価格

パソコン：NEC VE800J/5

パソコン：NEC VC800J/5

プリンター： EPSON LP-8800C

プリンター： EPSON PM-3500C

以上、各1台

この価格 金 60万 円

以上の価格の合計

金 60万 円

3 以上に対して与える出資の口数

12 口

平成15年 登簿第138号

定款 認 証 証 書

本定款の社員 松本 和彦 の代理人 兼
社員 松本 敦子 は、本公証人の面前で、
全社員がその記名押印を自認する旨を陳述し
た。

よってこれを認証する。

平成15年 5月23日、本公証人役場にお
いて。

京都府宇治市宇治壱番132番地の4

京都地方法務局所属

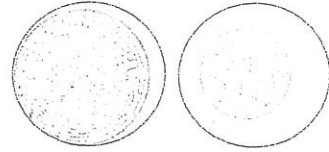
公証人

田中一泰

本定款の第2条中、字削除/字加入してある。



取締役決定書



平成18年8月1日、当会社取締役の全員一致をもて、次の事項を決定した。

1. 決定事項

本店を京都府相楽郡精華町桜が丘四丁目10番地6に移転すること。

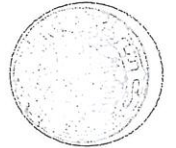
なお、移転の時期は、平成18年9月3日とすること。

上記の決定を明確にするため、この決定書を作成し、出席取締役がこれに記名押印する。

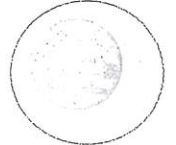
平成18年8月1日

松本工業有限会社

代表取締役 松本 和彦



取締役 松本 敦子



本書は原本と相違ないことを証明いたします。

令和元年10月25日

松本工業有限会社

代表取締役 松本 和彦



